

# 吉田クロスカントリー競技場多目的ひろば(夏期)の使用について

## 1 使用施設一覧

- 芝生広場
  - ・使用対象は、ランニングやゲートボール、グラウンドゴルフ、少年サッカー(小学生以下)、レクリエーの芝生を大きく傷めないスポーツ等の使用とする。
  - ・用具等は使用者が準備し、片づけを徹底すること。
  - ・ゴミなど必ず持ちかえるよう徹底し、環境美化に努めること。
- 多目的走路
  - ・使用対象は、ローラースキーやランニング、散歩などの使用とする。
  - ・使用方法は右回り(時計回り)を原則とすること。
- 人口芝滑り台
  - ・子供用のソリ等は、使用し終わったら元の位置に戻すこと。
  - ・滑り台を幼児等が使用する場合は、責任者や保護者等が監視に当たること。
- 砂場
  - ・砂場は、使用後に必ずシートをかけること。(管理人がいる時間帯は管理人対応)
- ジャブジャブ池
  - ・ジャブジャブ池を利用される場合は、事前に連絡をするか、当日管理員に直接申し込みをすること。
  - ・使用時間は午前10時から午後4時まで、期間は9月30日まで利用できます。

※ 夏期の使用期間は11月30日までとし、使用時間は原則として9:00～18:00までとする。

## 2 練習等で他と共同して使用の場合

- ・申請書・料金は不要ですが、イベント等で使用できない場合もありますので必ず事前に予約確認してください
- ・使用後は、クロカンハウス受付窓口に備えてある使用日誌に必ず記入すること。

## 3 大会・練習等で専用使用の場合

- ・使用許可申請書を原則一週間前に提出してください。
  - ・減免を希望する場合は「減免申請書」を添付してください。(請求後に減免申請をされても減免対象外です)
  - ・使用後は、クロカンハウス受付窓口に備えてある使用日誌に必ず記入すること。
  - ・使用料は「使用許可申請書」「使用日誌」により算定いたします。
  - ・基本的に1ヶ月分をまとめて翌月の10日頃の請求となります。
- 請求書には、納入期限が記載してありますので、期限厳守で納入願います。

## 4 使用料(専用使用)

- ・使用申請は、専用使用(他の団体等に使用させない場合)のみを必要とし、スポーツ振興課へ提出すること。

施設名	専用使用料(1時間につき)
吉田クロスカントリーハウス	
ボランティアルーム	400円 (ただし、大会等で利用する場合は、競技場の使用料に含まれます。)
研修室	
多目的室	
吉田クロスカントリー競技場	
多目的ひろば	1,000円 (ただし、スタジアム全体を独占的に利用する場合)

- 1 体育又はスポーツ以外の目的で利用する場合の使用料は2倍とする。
- 2 営利又は営業の目的で利用する場合の使用料は5倍とする。
- 3 利用が広域2市町(十日町市、津南町)外の者の場合の使用料は1.5倍とする。
- 4 入場料等を徴収し、利用する場合の使用料は、使用料の額にその最高入場料の100人分を加算した額とする。
- 5 使用料を1時間について定める場合において、30分以下の使用料は、半額とする。
- 6 利用時間外であって教育委員会が特別事情があると認めた場合は、使用料を徴収することができる。

### ○ 問合せ先

十日町市教育委員会 文化スポーツ部 スポーツ振興課  
〒948-0192 十日町市水口沢12番地  
TEL:025-756-5013 FAX:025-768-3161  
Mail:t-edu-sports@city.tokamachi.jg.jp

吉田クロスカントリーハウス  
〒948-0103 十日町市小泉240-1  
TEL:025-752-3103  
FAX:025-752-3193